

議案第38号

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成9年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「敷地境界線」を「敷地境界線等」に、「同表ウ欄に掲げる数値（以下「限度数値」という。）以上でなければならない。」を「同表ウ欄のとおりとする。」に改め、「（以下「後退距離」という。）」及びただし書を削る。

別表2を次のように改める。

別表2

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積の 最低限度	外壁等の中心線 から敷地境界線等 までの距離	建築物等 の高さの 最高限度
札幌市春日 町北地区 地区整備 計画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物 以外のもの (1) 住宅 (2) 法施行令第130条の 3に規定する住宅(以 下「兼用住宅」とい う。)のうち、同条第 3号、第6号及び第7 号の一に掲げる用途 を兼ねるもの (3) 前各号からなる2 戸の長屋及び2戸の 共同住宅 (4) 前各号の建築物に 附属するもの	200平方メ ートル	敷地境界線（隅切部 分は除く。）から外 壁等の中心線までの 距離の最低限度は1 mとする。ただし、 車庫、物置その他こ れらに類する用途に 供し、軒の高さが2.3 m以下である場合 は、この限りでない。	
札幌市桂町 西地区 地区整備計 画区域	低層一般 住宅地区	次の各号に掲げる建築物 以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法 施行令第130条の3第 3号、第6号及び第7 号の一に掲げる用途 を兼ねるもの	200平方メ ートル		

		(3) 前各号からなる長屋、共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの		
	一般住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの 法別表第2 (い)、(ろ)及び(は)欄に掲げるもの	200平方メートル	
札幌市 北地区 地区整備 計画区域	低層専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	
札幌市 北地区 地区整備 計画区域	低層専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	
札幌市 南地区 地区整備 計画区域	低層専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	

		附属するもの			
	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの			
	沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅 (4) 店舗（床面積が、1,500平方メートルを超えるものを除く。） (5) 事務所（床面積が、1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (6) 郵便局（床面積が、500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (7) 診療所 (8) 病院	200平方メートル		
札幌市東区北一条町地区整備計画区域	共生型業務居住地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 病院及び診療所 (4) 店舗（床面積が500平方メートルを超えるものを除く。） (5) 公衆浴場 (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 上記に係る事務所 (8) 集会場 (9) 住宅 (10) 共同住宅・寄宿舎		1 外壁等の中心線から隣地境界線までの距離の最低限度については、高さが10m以下の建築物は1m、高さが10mを超える建築物は6mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、地区計画区域東側境界線（以下「東側境界線」という。）の都市計画道路3・4・207札幌南大通	15メートル

	(11) 長屋 (12) 前各号の建築物に 附属するもの	道路境界線から町道あかしや団地道路10号北側道路境界線までについては、外壁等の中心線から東側境界線までの距離の最低限度を高さが10m以下の建築物は4m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。 3 外壁等の中心線から道路境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りでない。	
共生型沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 店舗（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (4) 事務所（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除		15メートル

		く。) (5) 郵便局（床面積が500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。) (6) 公衆浴場 (7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (8) 病院及び診療所 (9) 集会場 (10) 住宅 (11) 共同住宅、寄宿舍 (12) 長屋 (13) 前各号の建築物に附属するもの			
札幌市中央区西地区整備計画区域	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	外壁等の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は1mとする。ただし、附属建築物で車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積から5平方メートル以内である場合はこの限りでない。	
札幌市北区栄地区整備計画区域	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号及び第6号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会そ	200平方メートル	建築物の外壁（建築物本体に接続する車庫、物置、出窓等を含む）又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は1mとする。ただし、附属建築物で車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、外壁の後退距離内にある床面積が5平方メート	

	その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所 その他これらに類するもの (7) 公衆浴場(個室付浴場業を除く) (8) 診療所 (9) 法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの		ル以内である場合はこの限りでない。
低層利便施設地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所 その他これらに類するもの (6) 病院及び診療所 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもの(床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く) (9) 事務所(床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く) (10) 法施行令第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に附属するもの(法施行令第130条の5の5に規定するものを除く)	200平方メートル	10メートル

附 則

この条例は、帯広圏都市計画地区計画の決定の告示の日から施行する。